



手続きはお済みですか？

申請・申込期限の確認をお願いします

住宅の応急修理制度

平成 28 年熊本地震により住家に被害を受け、その住宅に住むための必要最小限の応急修理に要した費用の一部を、町が直接施工業者へ支払う制度です。

◆対象者(世帯)

次の全ての要件を満たす方(世帯)

- ①応急修理を行う住家に居住すること
- ②半壊または大規模半壊の被害を受けたこと
全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は申請可能
- ③応急修理によって避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること
- ④応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げを含む)を利用しないこと
- ⑤完了期限までに工事が完了すること

※上記の条件を満たす方は、すでに修理されていても申請できます。ただし、支払いが済んでいる場合は該当しないこともあります。

◆申込期限…平成 29 年 4 月 13 日(木)

◆完了期限…今後、申し込み状況や工事の進捗状況に応じて別途設定します。

◆限度額…57 万 6 千円(一世帯当たり)

※申請者への支払いは行いません。施工業者へ直接、町が支払います。

※同一世帯(1 戸)に 2 以上の世帯が居住している場合でも、上記の一世帯当たりの額以内となります。

◆応急修理の範囲

日常生活に必要欠くことのできない部分であって、必要最小限度の緊急を要する箇所

◆応急修理の箇所や方法等

- ・地震災害と直接関係のある修理のみが対象です。
- ・屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、配線、トイレ等の衛生設備など
- ・内装に関するものおよび家電製品は対象外です。

【重要】仮申し込みについて

次のような方は、仮申し込みを行ってください。

(申込期限 4 月 13 日(木))

- ①施工業者からの見積書が取れない方
- ②リ災が一部損壊だが、現在 2 次調査中であり、2 次調査で半壊以上のり災証明の判定が出た場合には、応急修理事業の申請を行う予定の方

☎都市計画課住まい支援係 ☎ 289-1480



民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし仮設住宅)

平成 28 年熊本地震により住宅に甚大な被害を受けられた方に、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を県で借り上げて提供する事業です。

◆申請期限…平成 29 年 3 月 31 日(金)

☎都市計画課住まい支援係 ☎ 289-1480

公費解体

平成 28 年熊本地震により損壊した家屋などについて、公費により解体撤去する事業です。

生活再建にあたり、損壊家屋などを解体撤去する意向をお持ちの方は、申請期限までに申請されますようお願いいたします。

◆申請期限…平成 29 年 3 月 31 日(金)

☎環境衛生課廃棄物対策係 ☎ 289-8077

災害援護資金貸し付け

◆対象

- ▶世帯主が重傷を負われた場合(療養期間がおおむね 1 か月以上)
- ▶住居が半壊、大規模半壊、全壊した場合
- ▶家財に 3 分の 1 以上の被害があった場合



◆貸付限度額

被災の程度によって 150 万円～ 350 万円

◆条件

- ▶利率／年 3 % ▶償還期間／ 10 年
- ▶据置期間／ 3 年
- ▶償還方法／半年賦または年賦償還(元利均等償還)
- ※町税などに未納がないこと
- ※連帯保証人(原則益城町在住)が必要

◆申請期限…平成 29 年 3 月 31 日(金)

事前に相談員による家計相談が必要です(要予約)。

※審査の結果によっては、ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

☎福祉課生活再建支援係 ☎ 289-1400